

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|--|---|------|
| <p>本則</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い (利用目的の明示)</p> <p>第4条 本学は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(情報公開・個人情報保護委員会)</p> <p>第11条 本学における保有個人情報の管理に係る重要事項並びに学長が定める開示、訂正及び利用停止(以下この条において「開示等」という。)の審査基準その他必要な事項は、東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)で審議する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5章の2 独立行政法人等非識別加工情報の提供</p> | <p>本則</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い (利用目的の明示)</p> <p>第4条 本学は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(情報公開・個人情報保護委員会)</p> <p>第11条 本学における保有個人情報の管理に係る重要事項並びに学長が定める開示、訂正及び利用停止の審査基準その他必要な事項は、東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)で審議する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5章の2 独立行政法人等非識別加工情報の提供</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)</p> <p>第46条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書面その他細則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の提案をする者が <u>次号各号</u> のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2) (略)</p> | <p>(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)</p> <p>第46条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書面その他細則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の提案をする者が <u>次条各号</u> のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2) (略)</p> | |
|--|--|--|

附 則(平成30年4月16日規程第25号)
この規程は、平成30年4月16日から施行する。